

III. 新たな課題への対応－将来展望－

－ 将来展望を踏まえ、今後取り組むべき新たな課題は何か－

1. 将来展望－「2015年の高齢者像」－

(1) 将来を見据えた取組の重要性

(長期間かかるサービス体制の整備)

- 介護保険制度の見直しに当たっては、10年後、さらには20年後といった将来を見据えた取組が重要となる。これは、介護保険制度を支える基盤である「地域のサービス体制」は、短期間のうちに整備できる性格のものではないからである。高齢者のニーズに真に対応したサービス体制の整備には、地域の拠点づくりから始まり、それを支える人材の養成・確保、ネットワークの整備等が必要となるし、事業者にとっては安定的なビジネスモデルづくりも欠かせない。そして、何よりも利用者の間に制度が浸透し、制度が十分に活用されるようになるまでには時間要する。
- したがって、10年後の時点で時代の要請に即したサービス体制を構築しようとするならば、今の時点から関係者挙げて取り組まなければならぬこととなる。実際、2000年にスタートした介護保険制度も、その基本となるサービス体制は、1990年から始まった「ゴールドプラン」の10年間にわたる実績によるところが大きい。

(2) 「2015年の高齢者像」

(これから10年間は、高齢化の「最後の急な上り坂」)

- それでは、10年後の2015年の我が国の高齢者像とは、一体どのようなものであろうか。

まず、高齢化の進展状況を見ると、65歳以上の高齢者割合（高齢化率）は、2005年からの10年間は30%増というスピードで増加する。これは最も多くの人口を有する年齢層である「戦後のベビーブーム世代」が、2015年に高齢期を迎えるからである。

その後の伸びが10%程度にとどまることから見ても、これから約10年間は、我が国が高齢化の「最後の急な上り坂」を駆け上がっていかなければならない時期と位置づけることができる。そしてこれを登り切った2025年には、高齢者人口は3500万人というピークを迎える、その後は安定的に推移することとなる。

(高齢者の独居世帯が570万世帯に)

- 今後10年の間に、高齢者の世帯状況も大きく変化する。2015年には高齢者の独居世帯は約570万世帯に達し、高齢者夫婦のみ世帯も約610万世帯にまで増加すると見込まれている。2000年時点と比べると、ともに倍増に近い。独居世帯の約70%は女性であるが、一方では男性の独居世帯の伸びが高いことも特徴である。

(「都市の高齢化」が急ピッチで進む)

- 高齢化の状況を見ると地域差も大きい。高齢者の増加、特に独居世帯の増加は大都市近郊で著しい。都市部では、現在、高齢化率が14%～16%と全国平均を下回っているが、今後10年間にこれが1.5倍～1.6倍に高まるなど、急激な高齢化の波が押し寄せてくる。これに対し、既に高齢化率が20%を超えている地域は、今後10年間で1.2倍程度しか増加せず、ある程度安定することが見込まれている。

(高齢者の多数は厚生年金受給者に)

- 年金の受給状況を見ると、今後、基礎年金のみの受給者の割合は減少し、高齢者の多くは厚生年金受給者となる。これらの層は平均的に見れば、老後生活においても年金を中心とした安定的な収入が確保される一方、サラリーマンとして長年にわたる職住分離の生活を送ってきたことから地域との関わりが希薄であるという特色を有している。さらに、我が国の経済成長とともに消費と流行を牽引してきた、多様な価値観とニーズを有する層もある。

(介護ニーズも変化する)

- 高齢者の介護に関するニーズも大きく変わることが見込まれる。内閣府の世論調査（平成15年7月）を見ても、「望ましい在宅での介護形態」については「家族だけで介護されたい」とする回答は8年前の調査に比べて半減する一方、「ホームヘルパーなど外部の者の介護」に多くの期待する回答が4割近くまで大幅に増加しており、しかもその割合は現在の高齢者層より今後高齢期を迎える層の方が高くなっている。また、居住環境として介護施設においても個室での生活を望む声は一層高まるであろう。

(痴呆性高齢者は250万人に)

- 介護において深刻な問題となるのが、痴呆性高齢者の問題である。現在でも要介護認定者の2人に1人は、痴呆の影響が見られる高齢者であり、その数は約150万人にのぼっている。こうした痴呆性高齢者は、このまま推移すると2015年には約250万人にまで増加することが予測されている。その中で、現在約70万人とされている重度の痴呆性高齢者は、2倍近くの約140万人にまで増加することが見込まれている。

(高齢者の権利擁護が重要な課題に)

- また、近年高齢者に対する虐待が大きな問題となっているが、調査結果によれば、虐待を受けている高齢者の実に8割が痴呆の症状を呈している。さらに、痴呆性高齢者については消費者被害の問題も生じている。今後痴呆性高齢者が増加するのに伴い、こうした問題はますます深刻化するおそれがあり、社会全体において高齢者の権利をいかに擁護していくかが重要な課題となってくるものと考えられる。

2. 新たな課題への対応

(1) 基本となる「サービスモデル」の転換

(現行制度における「サービスモデル」)

- 現行の介護保険制度において基本となっているサービスモデルは、1990年代から形成されてきたものであった。すなわち、
 - ① サービスの主眼を、高齢者が要介護状態に陥った以降のケアに置いた「介護」モデル、
 - ② 「寝たきり老人ゼロ作戦」に象徴されるように、脳卒中等により身体的障害を有する高齢者を主な対象とする「身体ケア」モデル、
 - ③ そして、在宅介護においては、家族の同居をある程度想定した「家族同居」モデルである。

(求められる「サービスモデル」の転換)

- これから10年間に予想される我が国の変化は、介護保険制度に基本的な変革を求めるものである。制度の基本となるサービスモデルについても、
 - ① 「介護」モデルは「介護+予防」モデルへ、
 - ② 「身体ケア」モデルは「身体ケア+痴呆ケア」モデルへ、
 - ③ 「家族同居」モデルは「家族同居+独居」モデルへの転換が求められていると言える。こうしたサービスモデルの転換により、介護保険制度は、「持続可能性」の観点から将来の環境変化に対する対応能力を高め、21世紀にふさわしい制度へ向けて新たな地平を切り拓くことが可能となる。

(2) 介護予防の推進—「介護」モデルから「介護+予防」モデルへ—

(2015年は、「介護予防」の真価が問われる)

- 高齢化の進展状況において介護保険制度の視点から注目すべきは、「後期高齢者（75歳以上）」の動向である。なぜならば、要介護高齢者全体の実に8割が後期高齢者であり、要介護者割合（要介護認定者数／高齢者数）も前期高齢者が4%であるのに対して、後期高齢者は26%にのぼるからである。